



スカパーJSAT

SAD-B3-19-001

衛星通信サービス 料金表

第26版
(令和2年3月)

スカパーJSAT株式会社

通 則	2
第 1 表 料金	3
第 1 衛星回線専用料	3
第 2 削除	9
第 3 契約者設備管理料	9
第 4 無線局免許取扱手数料	9
第 2 表 削除	11
第 3 表 違約金	12
附則	14

通 則

（料金表の適用）

第1条 衛星通信サービスに関する料金は、この料金表に定めるところにより適用します。

（料金の変更）

第2条 当社は、専用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、専用契約者は変更後の料金表の適用を受けるものとします。

2 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を専用契約者に周知するものとします。

（消費税相当額の加算）

第3条 約款第58条（衛星回線専用料の支払義務）から約款第61条（無線局免許取扱支払手数料の支払義務）及び第74条（違約金）の規定により、この料金表に定める料金について支払を要するものとされている額は、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の臨時減免）

第4条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表及び約款の規定に拘らず、臨時に、料金を減免することがあります。

第1表 料金

第1 衛星回線専用料

1 終日専用契約に関するもの

(1)適用

衛星回線専用料の適用については、第58条（衛星回線専用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

衛 星 回 線 専 用 料 の 適 用													
利用期間による区分	利用期間の長さに応じて適用する衛星回線専用料を次のとおりとします。 ただし、エコノミークラスの衛星通信サービスは、利用期間による区分はありません。 利用期間の変更の請求によって区分に変更が生じた場合は、変更請求日の翌日から変更後の区分を適用します。ただし、長期リピートサービスについては、ご利用頂いている衛星通信サービスの利用開始日から10年を経過した日の翌日以降からの区分適用となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>利 用 期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1年間サービス</td><td>利用期間が、衛星通信サービスの利用開始日から1年以上3年未満のもの</td></tr> <tr> <td>(2) 3年間サービス</td><td>利用期間が、衛星通信サービスの利用開始日から3年以上5年未満のもの</td></tr> <tr> <td>(3) 5年間サービス</td><td>利用期間が、衛星通信サービスの利用開始日から5年以上のもの</td></tr> <tr> <td>(4) 長期リピートサービス3</td><td>利用期間が衛星通信サービスの利用開始日から10年以上を経過した後、継続利用における利用期間が、3年以上5年未満のもの</td></tr> <tr> <td>(5) 長期リピートサービス5</td><td>利用期間が衛星通信サービスの利用開始日から10年以上を経過した後、継続利用における利用期間が、5年以上のもの</td></tr> </tbody> </table>	区 分	利 用 期 間	(1) 1年間サービス	利用期間が、衛星通信サービスの利用開始日から1年以上3年未満のもの	(2) 3年間サービス	利用期間が、衛星通信サービスの利用開始日から3年以上5年未満のもの	(3) 5年間サービス	利用期間が、衛星通信サービスの利用開始日から5年以上のもの	(4) 長期リピートサービス3	利用期間が衛星通信サービスの利用開始日から10年以上を経過した後、継続利用における利用期間が、3年以上5年未満のもの	(5) 長期リピートサービス5	利用期間が衛星通信サービスの利用開始日から10年以上を経過した後、継続利用における利用期間が、5年以上のもの
区 分	利 用 期 間												
(1) 1年間サービス	利用期間が、衛星通信サービスの利用開始日から1年以上3年未満のもの												
(2) 3年間サービス	利用期間が、衛星通信サービスの利用開始日から3年以上5年未満のもの												
(3) 5年間サービス	利用期間が、衛星通信サービスの利用開始日から5年以上のもの												
(4) 長期リピートサービス3	利用期間が衛星通信サービスの利用開始日から10年以上を経過した後、継続利用における利用期間が、3年以上5年未満のもの												
(5) 長期リピートサービス5	利用期間が衛星通信サービスの利用開始日から10年以上を経過した後、継続利用における利用期間が、5年以上のもの												
全容量、分割容量及び小容量の料金の適用	(1) 次の品名の料金は、終日専用契約に係る(2)（衛星回線専用料の額）に規定する全容量に係る料金を適用します。 ア 全容量K u バンド イ 全容量K a バンド (2) 次の品名の料金は、終日専用契約に係る(2)（衛星回線専用料の額）に規定する分割容量に係る料金を適用します。 ア 分割容量K u バンド イ 分割容量K a バンド (3) 次の品名の料金は、終日専用契約に係る(2)（衛星回線専用料の額）に規定する小容量に係る料金を適用します。 ア 小容量K u バンド イ 小容量K a バンド												

(2) 衛星回線専用料の額

(2) - 1 B号衛星に係るもの

1 電波中継容量ごとに月額(単位:千円)

料 金 種 別			衛星回線専用料の額
電波中継容量	プロテクションクラス	利用期間による区分	
全 容 量 Ku 36MHz Ka 100MHz	予備付きクラス	1年間サービス	57,630
		3年間サービス	56,120
		5年間サービス	54,610
		長期レイトサービス3	48,051
		長期レイトサービス5	46,850
	エコノミークラス		31,660
分割容量	予備付きクラス	1年間サービス	57,630×分割係数
		3年間サービス	56,120×分割係数
		5年間サービス	54,610×分割係数
		長期レイトサービス3	48,051×分割係数
		長期レイトサービス5	46,850×分割係数
	エコノミークラス		31,660×分割係数
小容量	予備付きクラス	1年間サービス	98×小容量係数
		3年間サービス	93×小容量係数
		5年間サービス	89×小容量係数
	スタンダードクラス	1年間サービス	75×小容量係数
		3年間サービス	69×小容量係数
		5年間サービス	64×小容量係数
	エコノミークラス		55×小容量係数

(2) - 2 C号衛星に係るもの

1 電波中継容量ごとに月額(単位:千円)

料 金 種 別			衛星回線専用料の額
電波中継容量	プロテクションクラス	利用期間による区分	
全容量 27MHz	予備付きクラス	1年間サービス	48,553
		3年間サービス	47,281
		5年間サービス	46,008
		長期レイトサービス3	40,482
		長期レイトサービス5	39,471
	スタンダードクラス	1年間サービス	38,842
		3年間サービス	37,824

		5年間サービス	36,807
全容量 36MHz	予備付きクラス	1年間サービス	57,630
		3年間サービス	56,120
		5年間サービス	54,610
		長期レポートサービス3	48,051
		長期レポートサービス5	46,850
	スタンダードクラス	1年間サービス	46,104
		3年間サービス	44,896
		5年間サービス	43,688
分割容量	予備付きクラス	1年間サービス	57,630×分割係数
		3年間サービス	56,120×分割係数
		5年間サービス	54,610×分割係数
		長期レポートサービス3	48,051×分割係数
		長期レポートサービス5	46,850×分割係数
	スタンダードクラス	1年間サービス	46,104×分割係数
		3年間サービス	44,896×分割係数
		5年間サービス	43,688×分割係数
小容量	予備付きクラス	1年間サービス	98×小容量係数
		3年間サービス	93×小容量係数
		5年間サービス	89×小容量係数
	スタンダードクラス	1年間サービス	75×小容量係数
		3年間サービス	69×小容量係数
		5年間サービス	64×小容量係数

(2)－3 D号衛星に係るもの

1 電波中継容量ごとに月額(単位:千円)

料金種別			衛星回線専用料の額
電波中継容量	プロテクションクラス	利用期間による区分	
全容量 36MHz	スタンダードクラス	1年間サービス	65,732
		3年間サービス	64,010
		5年間サービス	62,288

備考:

(1) 分割係数は、次式により算定します。

$$\text{分割係数} = 1.07A + 0.04$$

(Kuバンドの場合)

Aは、一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（ガードバンドを含みます。以下同じとします。）と36（MHz）の比とし、次式により算定します。

$$A = \frac{\text{一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（MHz）}}{36 \text{（MHz）}}$$

なお、分割容量の周波数帯域幅の指定は、0.36MHzを最小単位とし、3.6MHz以上32.4MHz以下の範囲内で行っていただきます。

（K a バンドの場合）

Aは、一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（ガードバンドを含みます。以下同じとします。）と100（MHz）の比とし、次式により算定します。

$$A = \frac{\text{一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（MHz）}}{100 \text{（MHz）}}$$

なお、分割容量の周波数帯域幅の指定は、1MHzを最小単位とし、10MHz以上90MHz以下の範囲内で行っていただきます。

（2）小容量係数は、次式により算定します。

（K u バンドの場合）

指定された帯域幅を50KHzで除することにより算定します。

（K a バンドの場合）

指定された帯域幅を50KHzで除して、0.36を乗じることにより算定します。

2 随時専用契約に関するもの

（1）適用

衛星回線専用料の適用については、第58条（衛星回線専用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

1 全容量、分割容量及び小容量の料金の適用	次の品名の料金は、随時専用契約に係る（2）（衛星回線専用料の額）に規定する全容量に係る料金を適用します。 ア 全容量K u バンド イ 全容量K a バンド （2）次の品名の料金は、随時専用契約に係る（2）（衛星回線専用料の額）に規定する分割容量に係る料金を適用します。 ア 分割容量K u バンド イ 分割容量K a バンド （3）次の品名の料金は、終日専用契約に係る（2）（衛星回線専用料の額）に規定する小容量に係る料金を適用します。
------------------------------	--

	ア 小容量K u バンド イ 小容量K a バンド												
2 利用時間による区分	全容量及び分割容量に係る衛星回線専用料の額は、暦月中の利用時間により次の区分におけるそれぞれの時間基本料を乗じ、その総額を利用時間の合計で除した額（以下「平均衛星回線専用料」とします。）を基準に算出します。 1時間あたり（単位：千円） <table><tr><th>区分</th><th>利 用 時 間</th><th>時間基本料</th></tr><tr><td>区分A</td><td>暦月中の利用時間の合計の内10時間までの部分</td><td>600</td></tr><tr><td>区分B</td><td>暦月中の利用時間の合計の内10時間を超え30時間までの部分</td><td>400</td></tr><tr><td>区分C</td><td>暦月中の利用時間の合計の内30時間を超える部分</td><td>245</td></tr></table>	区分	利 用 時 間	時間基本料	区分A	暦月中の利用時間の合計の内10時間までの部分	600	区分B	暦月中の利用時間の合計の内10時間を超え30時間までの部分	400	区分C	暦月中の利用時間の合計の内30時間を超える部分	245
区分	利 用 時 間	時間基本料											
区分A	暦月中の利用時間の合計の内10時間までの部分	600											
区分B	暦月中の利用時間の合計の内10時間を超え30時間までの部分	400											
区分C	暦月中の利用時間の合計の内30時間を超える部分	245											
3 契約形態による区分	随時専用契約者が当社の終日利用の電気通信サービス又は放送に係るサービスを別に利用する場合は、2（利用時間による区分）の区分における区分Cの時間基本料の額を平均衛星回線専用料の額とします。												
備考：平均衛星回線専用料を算出する際の利用時間には、第66条（衛星通信サービスの解除料の支払義務等）に定める当該月の契約の解除又は予約の取消しに係る利用相当時間を含めることとします。													

(2) 衛星回線専用料の額

一の予約ごとの額（単位：千円）

料 金 種 別	衛星回線専用料の額
電波中継容量	
全 容 量	一の予約ごとに、利用時間×平均衛星回線専用料
分 割 容 量	一の予約ごとに、利用時間×平均衛星回線専用料×分割係数
小 容 量	一の予約ごとに、利用時間×1時間あたり540円×小容量係数

備考：

(1) 分割係数は、利用する人工衛星、トランスポンダに拘わらず、次式により算定します。

$$\text{分割係数} = 1.07A + 0.04$$

(Kuバンドの場合)

Aは、一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（ガードバンドを含みます。以下同じとします。）と36（MHz）の比とし、次式により算定します。

$$A = \frac{\text{一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（MHz）}}{36 \text{（MHz）}}$$

なお、分割容量の周波数帯域幅の指定は、0.36MHzを最小単位とし、3.6MHz以上32.4MHz以下の範囲内で行っていただきます。

(Kaバンドの場合)

Aは、一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（ガードバンドを含みます。以下同じとします。）と100（MHz）の比とし、次式により算定します。

$$A = \frac{\text{一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（MHz）}}{100 \text{（MHz）}}$$

なお、分割容量の周波数帯域幅の指定は、1MHzを最小単位とし、10MHz以上90MHz以下の範囲内で行っていただきます。

(2) C号衛星のうち、周波数帯域幅が27MHzであるトランスポンダを27MHzで利用する場合、その衛星回線専用料の額は、分割容量にて27MHz利用する場合の衛星回線専用料と同額とします。

(3) 小容量係数は、次式により算定します。

(Kuバンドの場合)

指定された帯域幅を50KHzで除することにより算定します。

(Kaバンドの場合)

指定された帯域幅を50KHzで除して、0.36を乗じることにより算定します。

第2 削除

第3 契約者設備管理料

終日専用契約及び随時専用契約に関するもの

(1) 適用

契約者設備管理料の適用については、第60条(契約者設備管理料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

契 約 者 設 備 管 理 料 の 適 用	
契約者設備管理料の算定	契約者設備管理料は、第11条に定める契約者設備が維持すべき条件を満足していることを確認するための年次検査に適用し、点検費及び間接費を合算した額とします。

(2) 契約者設備管理料の額

一の地球局設備又は受信専用設備ごとに		
項 目	区 分	契約者設備管理料の額
1 点検費	(1) 労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	(2) 外注費	外注に要した実費
2 間接費	—	当該契約者設備の管理に係る点検費以外に要する経費

第4 無線局免許取扱手数料

終日専用契約及び随時専用契約に関するもの

(1) 適用

無線局免許取扱手数料の適用については、第61条(無線局免許取扱手数料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

無 線 局 免 許 取 扱 手 数 料 の 適 用	
無線局免許取扱手数料の算定	地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続について適用し、当社が行う事務及び作業に要する実費並びに電波法関係手数料を合算した額とします。

(2) 無線局免許取扱手数料の額

一の地球局設備又は受信専用設備ごとに

項 目	区 分	無線局免許取扱手数料の額
1 地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業（電波干渉の調査及び分析に係る作業を含みます。）に要する費用	(1) 労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	(2) 諸経費	電波法上の手続きを行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費
2 電波法関係手数料	—	電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）に規定される手数料に相当する額及び専用契約に基づく契約者設備については電波法に規定される電波利用料に相当する額

第 2 表 削除

第3表 違約金

(1)適用

違約金の適用については、第74条（違約金）の規定によるほか、次のとおりとします。

1 全容量、分割容量及び小容量の違約金の適用	(1) 次の品名の違約金は、(2)（違約金の額）に規定する全容量に係る違約金の額を適用します ア 全容量K uバンド イ 全容量K aバンド (2) 次の品名の違約金は、(2)（違約金の額）に規定する分割容量に係る違約金の額を適用します。 ア 分割容量K uバンド イ 分割容量K aバンド (3) 次の品目の違約金は、(2)（違約金の額）に規定する小容量に係る違約金の額を適用します。 ア 小容量K uバンド イ 小容量K aバンド
------------------------	--

(2)違約金の額

1分までごとに(単位:千円)

区分	違約金の額
電波中継容量	
全 容 量	1, 000
分 割 容 量	1, 000 × 分割係数
小容量	1, 000 × 小容量係数／720

備考：

(1)分割係数は、利用する人工衛星、トランスポンダに拘わらず、次式により算定します。

$$\text{分割係数} = 1.07A + 0.04$$

(Kuバンドの場合)

Aは、一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（ガードバンドを含みます。以下同じとします。）と36（MHz）の比とし、次式により算定します。

$$A = \frac{\text{一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（MHz）}}{36 \text{（MHz）}}$$

なお、分割容量の周波数帯域幅の指定は、0.36MHzを最小単位とし、3.6MHz以上32.4MHz以下の範囲内で行っていただきます。

(Kaバンドの場合)

Aは、一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（ガードバンドを含みます。以下同じとします。）と100（MHz）の比とし、次式により算定します。

$$A = \frac{\text{一のトランスポンダの指定された分割容量の周波数帯域幅（MHz）}}{100 \text{（MHz）}}$$

なお、分割容量の周波数帯域幅の指定は、1MHzを最小単位とし、10MHz以上

90MHz以下の範囲内で行っていただきます。

(2) 小容量係数は、次式により算定します。

(Kuバンドの場合)

指定された帯域幅を50KHzで除することにより算定します。

(Kaバンドの場合)

指定された帯域幅を50KHzで除して、0.36を乗じることにより算定します。

附則

（実施期日）

この料金表は、平成9年2月1日より実施します。

附則

この改正料金表は、平成9年10月1日より実施します。

附則

（C号衛星に係る衛星システム運用開始日）

C号衛星に係る衛星システム運用開始日は、平成9年10月1日とします。

附則

（寿命期間サービスの取扱い）

衛星回線専用料の適用において利用期間による区分を「寿命期間サービスA」としている終日専用契約者については、人工衛星の軌道上の事故により利用することができなかった平成2年12月23日から平成4年4月5日までの間は利用期間に含めないものとします。

（実施期日）

この改正規定は、認可後すみやかに実施します。

附則

（寿命期間サービスに係る措置）

衛星回線専用料の適用において利用期間による区分を「寿命期間サービスA」「寿命期間サービスC」としている終日専用契約者の衛星回線専用料については、「寿命期間サービスA」を月額48,051千円、「寿命期間サービスC」を月額49,485千円に変更するものとします。

（実施期日）

この改正規定は、平成10年12月18日より実施します。

附則

この改正料金表は平成11年5月6日より実施します。

附則

この改正料金表は平成11年10月21日より実施します。

附則

この改正料金表は平成12年6月1日より実施します。

附則

この改正料金表は平成12年10月5日より実施します。

附則

この改正料金表は平成13年1月1日より実施します。

附則

この改正料金表は平成13年3月1日より実施します。

附則

この改正料金表は平成13年6月1日より実施します。

附則

この改正料金表は平成15年1月1日より実施します。

附則

この改正料金表は平成15年11月1日より実施します。

附則

この改正料金表は平成17年1月1日より実施します。

附則

この改正料金表は平成20年10月22日より実施します。

附則

この改正料金表は平成21年9月1日より実施します。

附則

この改正料金表は平成23年6月1日より実施します。

附則

この改正料金表は平成28年12月1日より実施します。

附則

この改正料金表は令和2年3月31日より実施します。

資料名 衛星通信サービス料金表

昭和 63年 3月 1日	第1版	平成 17年 1月 1日	第21版
平成 4年 4月 1日	第2版	平成 20年10月 22日	第22版
平成 5年 5月 1日	第3版	平成 21年 9月 1日	第23版
平成 6年 1月 20日	第4版	平成 23年 6月 1日	第24版
平成 6年 7月 15日	第5版	平成 28年 12月 1日	第25版
平成 6年 12月 19日	第6版	令和 2年 3月31日	第26版
平成 7年 8月 1日	第7版		
平成 7年 11月 7日	第8版		
平成 9年 10月 1日	第9版		
平成 10年 12月 18日	第10版		
平成 11年 5月 6日	第11版		
平成 11年 10月 21日	第12版		
平成 12年 6月 1日	第13版		
平成 12年 10月 5日	第14版		
平成 13年 1月 1日	第15版		
平成 13年 3月 1日	第16版		
平成 13年 6月 1日	第17版		
平成 14年 1月 15日	第18版		
平成 15年 1月 1日	第19版		
平成 15年 11月 1日	第20版		

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770
